給与旅費事務についての勤務労働条件に関する項目

給与・旅費事務については、今後とも、勤務労働条件に関わる諸問題に関して、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校総務サービス課調査については、「市町村立学校教職員の給与・旅費の支給事務に係る調査実施要領」を制定し、これに基づき、大阪市、堺市を除く市町村立学校の１／６に相当する150校程度を対象に、通勤・住居・扶養の３手当の認定や実績給に関する事項及び旅費に関する事項について確認をするなど、当該調査を実施しているところ。

学校総務サービス課調査について、３手当等と旅費を別々に行うとした場合、次のような課題が考えられる。

①　学校総務サービス課調査は監査対象校の事前調査も兼ねていることから、監査対象校については、３手当等と旅費の両方を確認する必要があるが、どちらかの調査ができない事態になる。

②　６年に１度の周期で行われている調査が、３手当等と旅費のいずれかの調査とはいえ、３年周期で対象となるため、学校においては負担感が増す恐れがある。

③　別々の調査とすることで対象校が2倍になり、学校総務サービス課において、調査会場を確保することが困難になるとともに、準備・調整のための事務負担が増大する。

以上のことから、現在の調査方法は変更せず、給与及び旅費支給事務の適正な運営に取り組んでいく。

日々の説明体制の充実については、コールセンターでの問合せ対応、学校総務サービス課での電話・メールでの相談、各種研修等を実施しているところ。また、学校から問い合わせの多い内容をテーマ別に整理し、今年度中にグループウェアに掲載することとしている。今後とも、説明体制の充実に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校総務サービス課では、これまで給与改定や制度変更に合わせて手続きが変更される場合、関係課・機関等と連携して説明会を開催してきた。

年末調整事務においては、今年度も説明会において変更点を中心に説明するとともに、マニュアルやFAQにより情報提供に努めてきたところ。

また２月18日から20日には、地公法等改正に伴う事務取扱の留意点に係る説明会を開催する予定。会計年度任用職員の期末手当、臨時的任用職員の共済組合や児童手当の事務手続き等、変更点を中心に説明し、新しい取扱いが混乱を招くことのないよう努めていく。

今後とも、円滑な事務の推進に向け、適切な時期に、説明会を開催するよう努めていく。

なお説明会については、府民センター単位で説明内容が異なる等配慮すべき点がない場合、統一性や効率化等の観点から、各府民センターごとの開催は困難。

職員の業務負担軽減に関する項目

兼務発令を受けている職員への帳票配信については、本務校と兼務校の帳票が全て表示されるため、目的の学校帳票を閲覧するためには、帳票を開いて確認する方法を取らざるを得ず、課題となっている。

この課題を解消するため、帳票名に所属コードを表示させることを検討・調整した結果、システムの改修が必要であることが分かったが、他のシステム改修を優先する必要があったため、今年度も改修には至らなかった。

今後とも、システム改修が実施できるよう、関係各課と調整していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小中学校においては、手当の認定や時間外勤務命令を承認した内容を事務職員が正しくSSCに入力したかどうかを確認するため、通勤住居報告書等の帳票を配信し、校長が内容を確認し、押印する運用をSSC導入当初から行ってきた。

しかしながら、正しく認定や承認をされているにもかかわらず入力が誤ったことで誤支給につながった事例が複数、監査で指摘されたため、校長研修及び事務職員研修において、改めて周知徹底を図ったところ。

入力後に誤りが発見された案件については、当課あてに修正依頼をいただく際に校長に確認を求めるなど、入力内容の適正な確認をお願いする。

職員の業務負担軽減に関する項目

認定事務の手引きについては昨年度末に改訂を行った。

今年度末には、令和２年４月からの住居手当改定を反映させるため、再度改訂を行う予定。

来年度以降、複数存在するマニュアルの整合性について確認を進めるとともに、整理・統合を進めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

現在使用しているマップファンについては、バージョンアップが予定されており、動作確認を行っているところ。

動作確認ができたら、改めてお知らせする。

職員の業務負担軽減に関する項目

扶養手当の事後確認については、「職員の扶養手当に関する規則第３条第４項」で「任命権者は、前三項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。」となっている。

平成28年度の監査において、「府職員及び府立学校教職員については、２年間で全員の現況確認を実施していることを踏まえ、市町村立小中学校等に対しても、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導されたい。」との指摘を受け、平成28年11月30日付け教学総第2071号により、各市町村教育委員会を通じて、各小中学校へ、扶養手当の現況確認を２年に１回以上、実施するように通知をしたところ。

事後確認は、扶養手当の支給を受けている職員が、認定時より引き続き受給要件を具備しているかどうかを自ら確認することで、制度運営の適正化を図るもの。

認定状況確認調査票の様式について、同様の確認を行っている府立学校や知事部局とは異なることから、職員と認定権者（学校長）の双方がわかりやすい様式となるよう、見直しを検討していく。

なお、職員本人が記入する調査票を省略し所得証明だけとすることは、所得の状況によって確認に必要な添付書類が異なることから困難。

職員の業務負担軽減に関する項目

年末調整事務において、申告書用紙を紙で配布する方法から、データをグループウェアからダウンロードして必要数を学校で印刷していただく方法に改めた。

国税庁のホームページでは、入力可能な電子媒体申告書が提供されているので、職員がこれにより作成した申告書を活用していただくことは可能。

なおSSC入力後に打ち出される申告書は、事務職員が入力内容を確認する目的で印刷されているもので、申告書は、必ず職員本人が記入又は作成することが必要。

職員の業務負担軽減に関する項目

住居手当に関する規則第5条では、職員は家賃の額等に変更があつた場合、速やかに任命権者に届け出なければならない、と定められており、住居届の確認及び決定欄に記載することをもって対応することは困難。

なお職権改定については、職員の届け出に寄らず、上記の確認及び決定欄に記載することになる。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校総務サービス課では、全教職員を対象に年度当初に配布していただけるよう、教職員向け「三手当リーフレット」を年度末に学校に配布しており、令和２年度分についても同様に配布を行う。

リーフレットには、扶養・住居・通勤の三手当及び児童手当について、支給要件や手当額に加え、追給や戻入の具体的な事例、事後確認に必要な手続き等を記載しており、全教職員がこれに目を通し制度を充分理解することで、適正な運用につながると考えている。

また昨年11月には、教職員が自身の給与支給明細書の支給額を確認するよう、手当の概要と明細書の見方を周知したところ。

学校におかれては、このリーフレットや明細書の見方等を職員会議等で周知いただくなど活用をお願いする。

職員の業務負担軽減に関する項目

書類紛失等の事案を確認するため、学校から送付いただく書類には「文書送付票」の添付をお願いしているが、学校総務サービス課においては今年度から、文書送付票を受領したことを日々記録することとした。

書類の受領についてお問い合わせいただいた際には、記録を参照することで状況確認ができるよう対応している。